

令和3年度建設業コンプライアンス研修動画視聴用資料

埼玉県県土整備部建設管理課

建設業のコンプライアンス～健全で信頼される事業活動を行うために～

目 次

I コンプライアンス経営を導入しよう！

- 1 コンプライアンスが求められる背景……………1
- 2 コンプライアンスの徹底等……………1
- 3 コンプライアンスを重視した経営……………1

II 建設業法が定めるルール

- 1 建設業の許可……………2
(目的 建設業法第1条)、(用語の定義 建設業法第2条)、(許可の基準 建設業法第7条)、
(建設業の許可 建設業法第3条)、(下請負契約の締結の制限 建設業法第16条)
- 2 建設工事の見積り等(建設業法第20条)……………5
- 3 建設工事の請負契約の原則(建設業法第18条)……………7
- 4 建設工事の請負契約の内容(建設業法第19条)……………8
- 5 一括下請負の禁止(建設業法第22条)……………11
- 6 検査及び引渡し(建設業法第24条の4)……………12
- 7 下請代金の支払……………13
(元請負人 建設業法第24条の3)、(特定建設業者の下請代金の支払期日等 建設業法第24条の6)

I コンプライアンス経営を導入しよう！

コンプライアンス【compliance】とは、法令を順守し企業倫理に則った行動をするということです

1 コンプライアンスが求められる背景

建設業界では、各種法令違反や工事現場等での事故などのマイナスイメージから、県民の信頼性の低下や新たな担い手確保などに課題を抱えています。

こうした課題を解決するためには、県内建設業界全体の信頼回復及び建設業の魅力アップを図ることが必要です。

2 コンプライアンスの徹底等

信頼を回復するには個々の事業所が法令順守へ積極的に取り組み、明るくクリーンな事業を継続することが求められています。

また、魅力アップのためには、福利厚生充実やDX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化を図る等が必要です。

3 コンプライアンスを重視した経営

法令を守ることは当然のことですが、コンプライアンスを重視し、それを意識した経営を導入するには、建設業の基本となる建設業法はもとより、経営や労務を始めとした各種法令等について、建設業に携わる者全てが関心を持ち熟知する必要があります。

そのためには、各事業所の経営者や幹部がリーダーシップを発揮し、様々な法令改正等の情報収集や正しい理解に努め、事業所としてのスキルアップを図るため、全ての従業員が理解できるような手法の研修等を実施し、事業所全体でコンプライアンス順守に対する意識の向上を図ることで、健全で信頼される事業所へと成長することに繋がっていきます。

- ・正しい理解
- ・法令改正の情報収集
- ・マニュアル等の作成 等

- ・法令順守の徹底
- ・全従業員への法令順守意識の向上研修実施
- ・不祥事を未然に防ぐリスク管理 等

コンプライ
アンス経営

健全で信頼され
る事業所へ成長

Ⅱ 建設業法が定めるルール

法令にも色々ありますが令和3年度は建設業法の許可制度、契約、支払いについて研修します

1 建設業の許可

(1) 建設業法の目的【建設業法第1条】

建設業法では「建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」としています。

(2) 建設業とは【建設業法第2条】

建設業法では、「元請、下請、その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請負う営業をいう」と定義されています。

(3) 許可の基準【建設業法第7条】

建設業許可を取得するには以下の要素が必要です。

- ・ 建設業に関する経営経験
- ・ 技術者の設置
- ・ 誠実性
- ・ 財産的基礎等

(4) 建設業の許可【建設業法第3条】

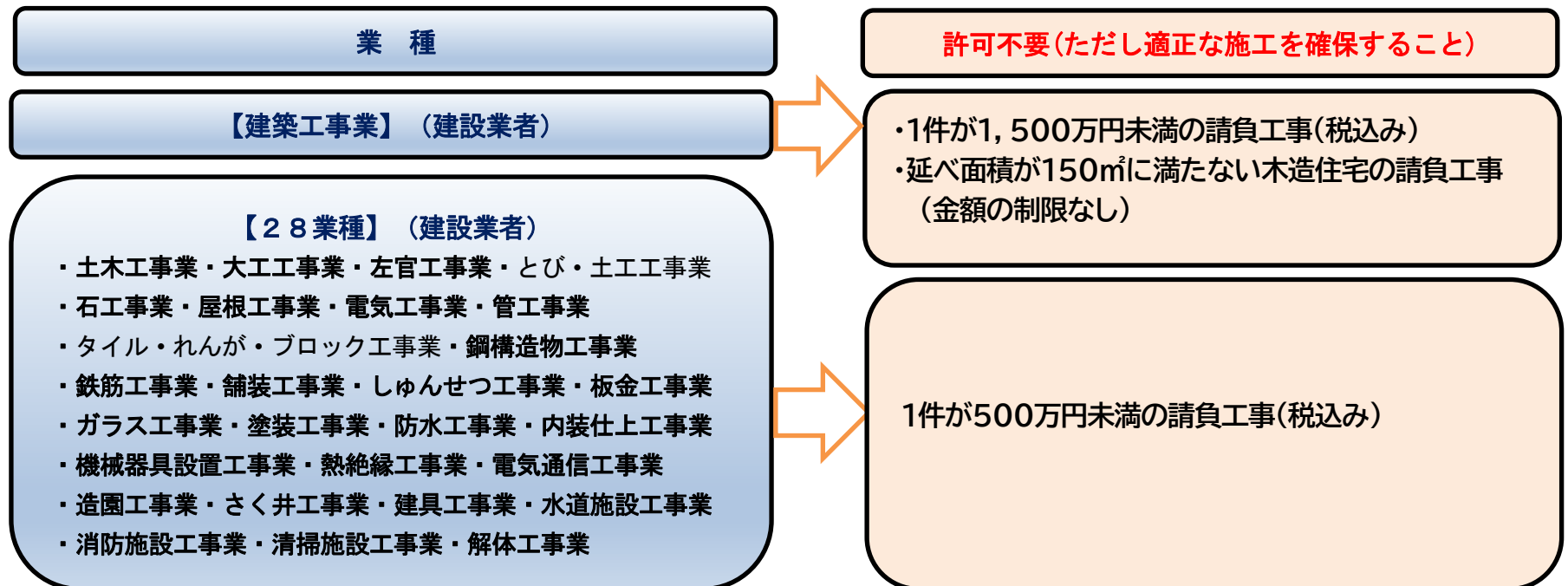
建設業は、例えば電気工事など自分の得意な分野に特化した営業形態をしています。

そのため許可の業種を29に分類し、業種ごとに許可申請者が必要な知識、技能や組織として施工体制等が整っていることを条件とする許可制としています。

「ただし、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者はこの限りではありません。」と例外的に許可不要の基準を定めています。

※ 軽微な建設工事とは28業種は1件の請負代金の額が500万円に満たない建設工事としています。
建築一式工事は、1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事としています。

許可を取得した業者を「建設業者」と建設業法では定義しています。



(5) 一般建設業と特定建設業【建設業法第16条】

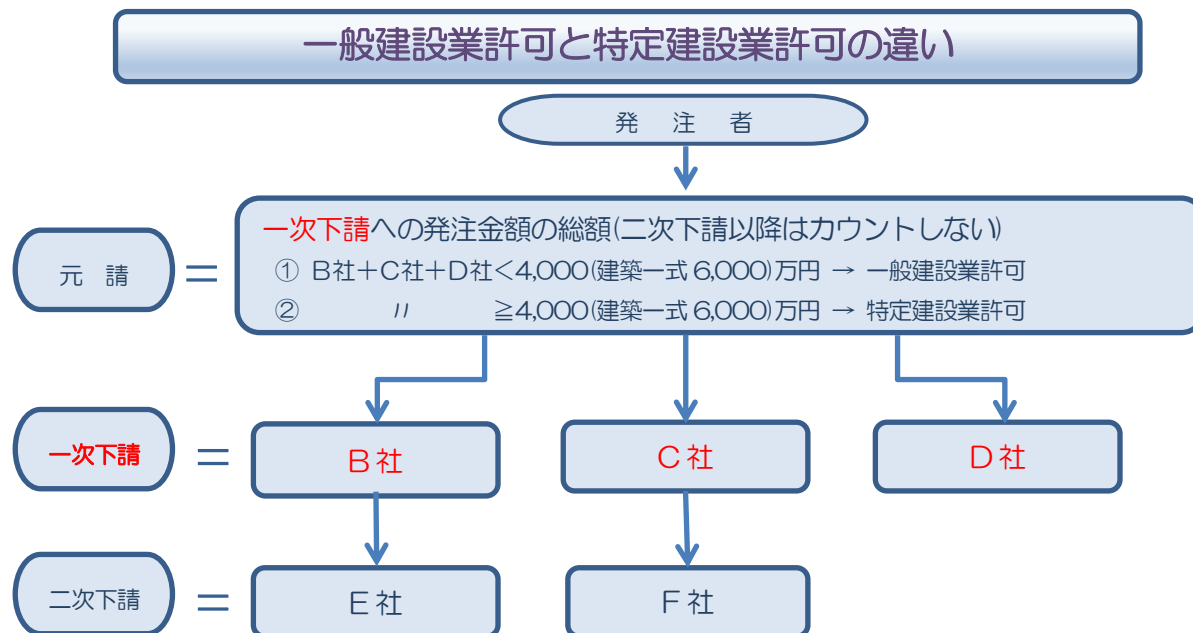
建設業界では下請を利用するという特殊事情を鑑み、一般建設業許可と特定建設業許可の2種類の区分があります。

① 一般建設業許可

発注者から直接請け負った建設工事について、施工にあたり下請負人と総額4,000万円(建築一式工事にあつては6,000万円)以上の下請契約を締結することはできません。

② 特定建設業許可

- 発注者から直接請け負った建設工事について、施工にあたり下請負人との下請契約金額についての制限はありません。
- 全体工程の監理・監督がメインになり、多くの下請けを使用することができます。
そのため監理技術者が必要になり、一般建設業許可に比べ技術者のレベルや資本金等の許可基準が厳しくなっています。
- 各下請負人間の紛争等について、元請負人として解決するための指導等の責任があります。



2 建設工事の見積り等【建設業法第20条】

- 建設業法では、建設業者(許可業者)には見積書を作成するよう努めることが求められています。また、見積書を求められた場合には作成し渡さなければなりません。
- 建設業法で定める契約書の内容が満たされる見積書になることが望ましいです。
- 見積書を要求するときは、見積りをするために必要な一定の期間を設けなければなりません。

見積書に記載する重要事項の例（契約書の内容となるべきもの）

- 1 工事名称
- 2 施工場所
- 3 金額
- 4 設計図書（数量等を含む）
- 5 工事の責任施工範囲
- 6 工事期間・工程（下請契約にあっては、下請工事を含む工事の全体工程を含む）
- 7 見積条件（下請契約にあっては、他工種との関係部位、特殊部分に関する事項を含む）
- 8 施工環境、施工制約に関する事項
- 9 下請契約にあっては、材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項 等

○ 見積書には引き続き、「法定福利費（社会保険料等の事業主負担分）を内訳明示する標準見積書」の活用
に努めてください。

なお、現在国では「標準見積書への安全衛生経費の内訳明示」について検討を行っています。

<標準見積書のイメージ>

○ ○ ○ ○ 工事見積書 イメージ

金 _____ 円

(安全衛生対策項目に係る費用) _____ 円を含む)

[種目別内訳例]

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
1 空調・換気設備		1	式	○○○○○○○	
2 衛生設備		1	式	○○○○○○○	
小 計				○○○○○○○	
共通費					
I. 共通仮設費		1	式	○○○○	
II. 現場管理費		"	"	○○○○	
III. 経費		"	"	○○○○	
小 計				○○○○	
合 計				○○○○○○○	
消費税相当額		1	式	○○○	
総 合 計 (Y)				○○○○○○○	
【法定福利費相当額】 (A)		1	式	○○○○	A=Y*U+Z
					Y:合計 U:労務費率 Z:法定福利費事業 主負担率(合計値)
【安全衛生対策項目に係る費用の合計額】		1	式	○○○○○○○	詳 細 別 添

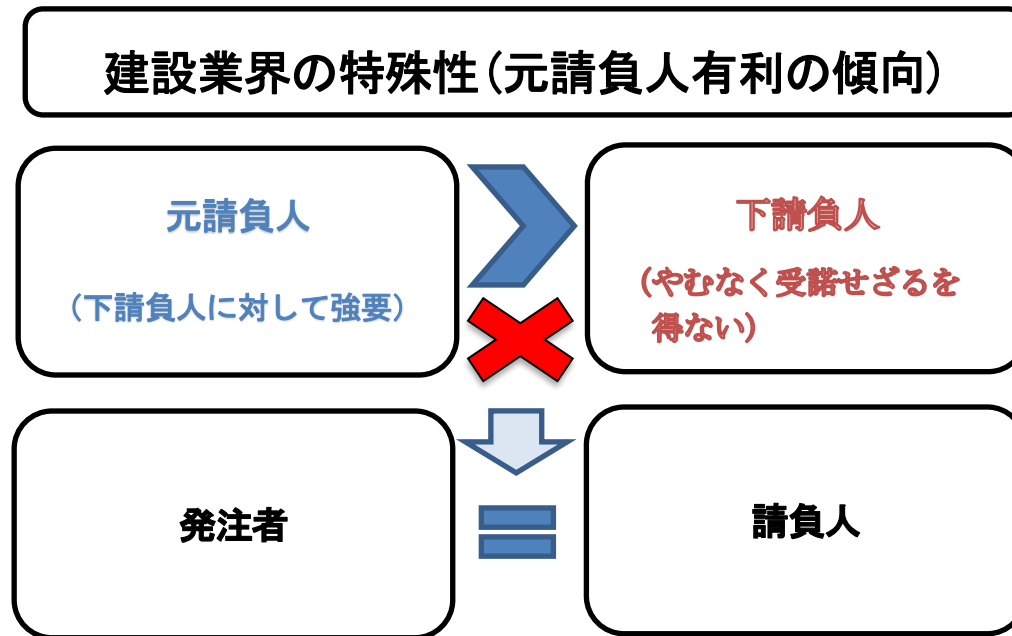
<添付書類のイメージ>

安全衛生対策項目に係る費用の詳細 イメージ

安全衛生対策項目	数 量	単 位	金 額	備 考
交通規制				
① 交通誘導警備員	3	人	○○○,○○○	
② 規制車	1	台	○○○,○○○	
安全意識、注意喚起				
① 各種注意警報標識 (立入禁止・開口部分)			○○○,○○○	
② 安全掲示板			○○○,○○○	
保護具類				
① 保護標			○○,○○○	
② 墜落制止用器具			○○○,○○○	
新規入場者教育、送り出し教育			○○,○○○	
高所作業車運転技能講習			○○,○○○	
足場の組立等作業主任者技能講習			○○,○○○	
安全衛生対策項目に係る費用の合計額	1	式	○○○,○○○	

3 建設工事の請負契約の原則【建設業法第18条】

- 請負契約においては、発注者と請負人は対等な関係です。
しかし、建設業界では「元請負人」と「下請負人」という独特な仕組みがあり、元請負人が強い権限を持ってしまっていることが見受けられます。
- 建設業法第18条では、建設工事の請負契約の当事者は対等ということを明確に規定しています。
元請負人の優位性を利用する契約の強要等は建設業法違反になります。
- 建設工事の発注者は、請負人の技術や施工実績、信頼性等を確認して契約の相手方に選びます。
建設業法では、契約を締結したら信義に従って誠実に履行することを義務付けています。
発注者の信義を損なう一括下請け発注は、建設業法違反になります。



4 建設工事の請負契約の内容【建設業法第19条】

(1) 契約書の必要性

請負契約は書面が無くても成立します。

しかし、建設工事の場合、長期間の工期でその間に世の中の情勢が変わったり、複雑な工程を必要として施工途中で対応が変わったりする等で、契約条件や施工等の根拠が明確になっていないと、紛争が起きた際に解決が難しくなります。

そのため建設業法では、金額に関係なく、着工前に、いつ、いくらで、いつまでに等の16項目について協議し、合意した内容を書面にして、署名又は記名押印の上、相互に交わすことを義務付けています。

(2) 契約書作成の時期

原則として金額に関係なく全ての工事について着工前に契約を結ぶ必要があります。

着工前に双方が合意をした契約書を交わしていないとトラブルの原因になります。

また、当初想定していなかった対応が必要となった場合にも、あらかじめ契約内容を変更してから、変更の工事を行わなければなりません。

(3) 契約書作成の手順

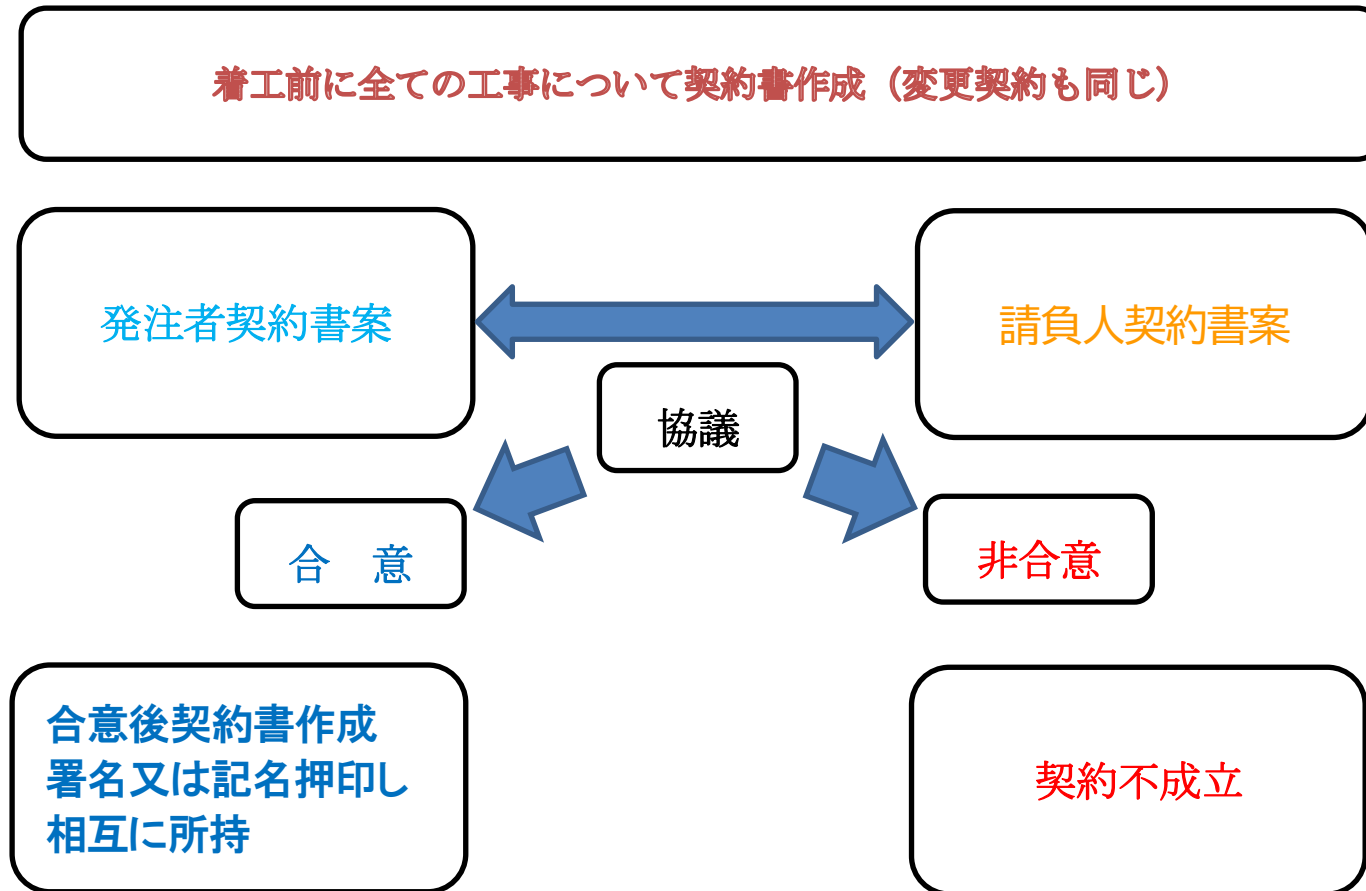
発注者と請負人の立場は対等です。

着工前に16項目について発注者が希望する条件の契約書案と請負人の条件案を持ち寄り、条件が合わない項目について協議します。

全てが合意に至ったら、合意した契約書として作成し、署名又は記名押印して互いに交わします。

協議しても合わない項目がある場合は、契約は不成立となります。
合意できないことを一方的に強要することは法律違反になります。

契約書作成の手順のイメージ

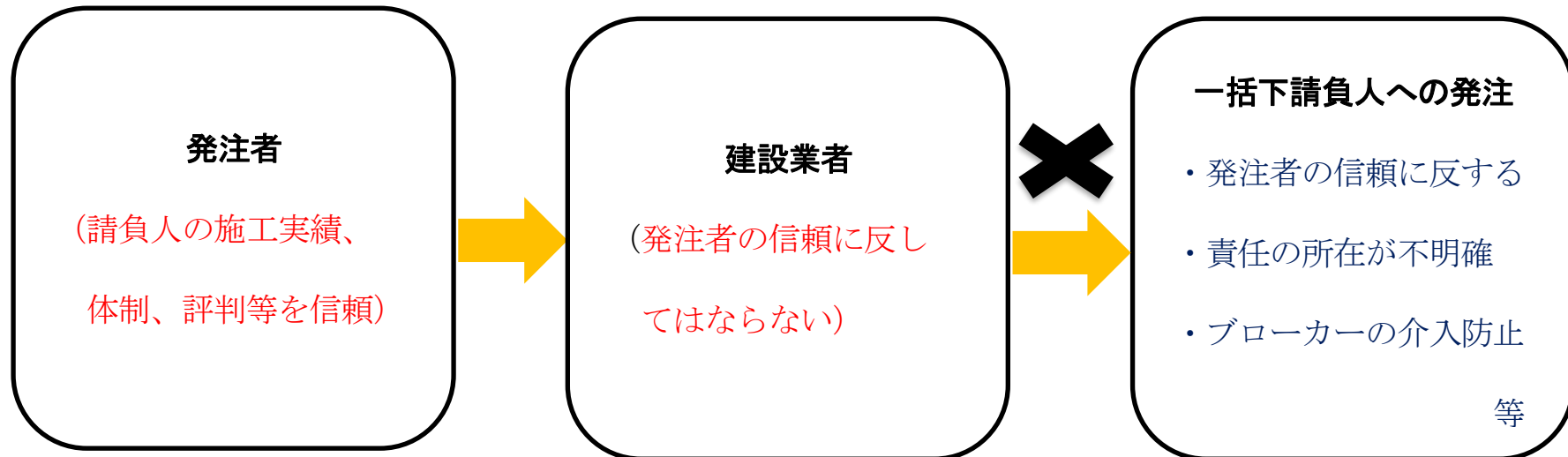


契約書に記載しなければならない事項

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 4 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容
- 5 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 6 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 7 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 8 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 9 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 10 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 11 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 12 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 13 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 14 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 15 契約に関する紛争の解決方法
- 16 その他国土交通省令で定める事項

5 一括下請負の禁止【建設業法第22条】

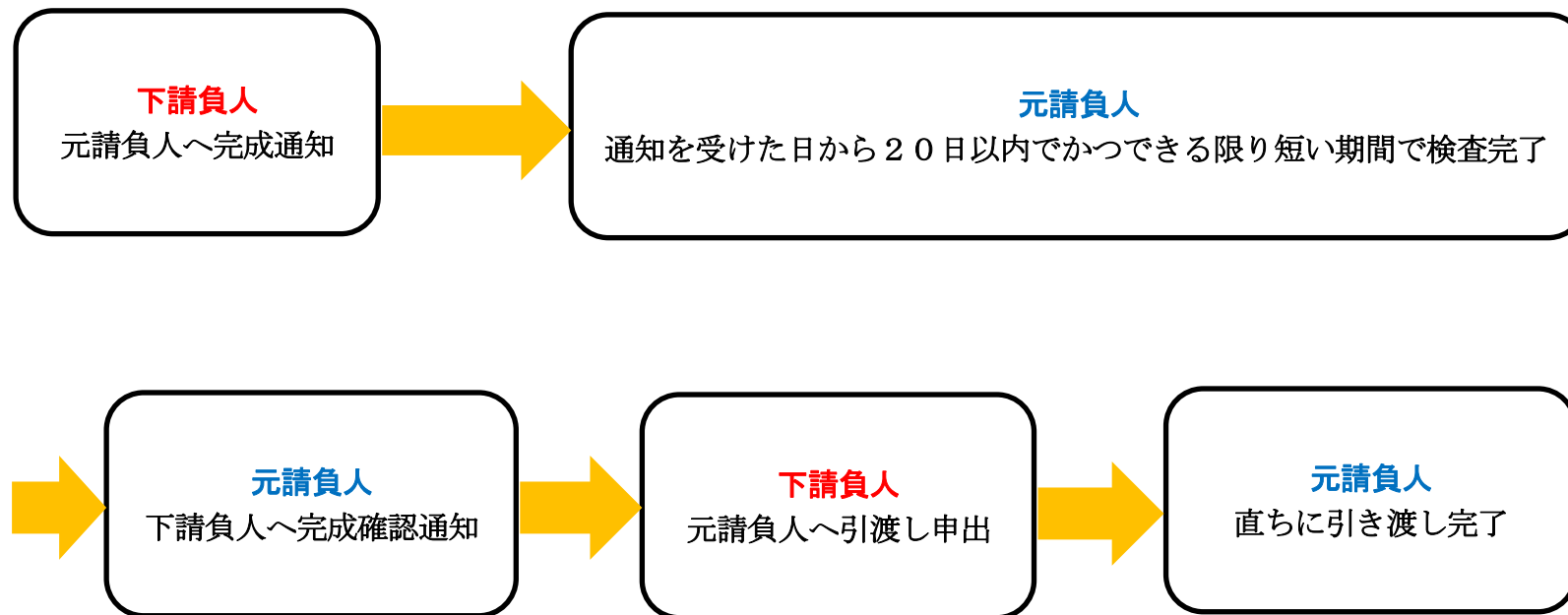
- 建設業者は、発注者の信頼に反するため、建設工事を、方法を問わず一括して他人に請け負わせてはなりません。
- 下請負人間の契約であっても一括下請の禁止は適用されます。
 - 一括下請負の例
 - ・ 建設工事の全部又は主たる部分を請け負わせる場合
 - ・ 「施工管理等」に実質的に関与していない場合 等



6 検査及び引渡し【建設業法第24条の4】

- 検査及び引渡しは、請負代金の請求のために重要な行為です。
- 元請負人は下請負人から完成した通知を受けたときには、受けた日から20日以内で、かつ、出来る限り短い期間で検査を完了しなければなりません。
- 完成確認後は、下請負人が申し出たときは直ちに引き渡しを受けなければなりません。

検査及び引渡しの手順のイメージ



7 下請代金の支払

(1) 元請負人の支払期日等【建設業法第24条の3】

- 発注者から出来高部分に対する支払や完成後の支払を受けたときは、支払対象となった工事の下請負人に対して、**相応する下請代金を1か月以内に、かつ、できるだけ短い期間で支払わなければなりません。**
- 下請負人との契約で支払期日の1か月以降とするよう設定しても無効です。



(2) 特定建設業者の下請代金の支払期日等【建設業法第24条の6】

施工にあたり下請契約金額についての制限がない特定建設業者が注文者となった下請代金の支払期日は、下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の者以外が下請負人の場合は、発注者から支払を受けたか否かにかかわらず、工事完成確認後、下請負人から目的物の引渡しの申出があれば、原則としてその日から50日以内に、かつ、できる限り短い期間を定めて下請代金を支払わなければなりません。

支払が遅れた部分には、遅延利息の支払が必要になります。



以上で1部は終了です。続いて2部を受講してください